

贈収賄防止規定

第3版

化薬化工(無錫)有限公司

改定日 2024年5月7日

制定者:押見総経理 董事長:井上晋司

実施日 2024年6月1日

総経理 確認印



第1条(目的)

本規定は、2021年6月21日制定の「日本化薬グループ贈収賄防止基本方針」及び中国の反不正当競争法、刑法等に則り、公正、透明、自由な競争を行い、また、行政との健全な関係を保ち、公務員等に対する贈賄、商業賄賂行為を防止するためのものである。

第2条(対象者)

本規定は、当社に勤務する役員、従業員、派遣社員、契約社員、顧問、アルバイト等に適用される。

第3条(禁止事項)

1. 公務員等に対する贈賄の禁止

国内外の公務員またはこれに準じる立場の者(以下「公務員等」)の職務行為における便宜の獲得又は維持の目的で、別表に示す行為を、当該公務員等に直接、間接に行なってはならない。

業務を委託する請負業者、代理業者、コンサルタント、卸売業者などの中間業者への支払いおよびその一部が、公務員等への不正な働きかけ等に流用されること、またはその可能性があることを知った場合、支払いは行ってはならない。

2. 商業賄賂の禁止

業務活動において、公平競争原則に違反し、別表に示す行為を、直接、間接に供与ないし受領することにより、事業機会を得る、優遇される、ないし与える、優遇することをしてはならない。

3. 出資等の禁止

不正に業務上の便益を得る目的で、公共組織、民間組織に関わらず、出資行為を行ってはならない。

第4条(通報)

社内外に関わらず、第3条に該当する行為を認知した場合、これを直ちに適切な窓口へ通報しなければならない。

第5条(防止活動)

- (ア) 会社は、接待、贈答等を行うにあたり、第3条に該当しない金額や数量、条件の基準を定める。
- (イ) 会社は、接待、贈答等を行うにあたり、上記(ア)の基準と照らし合わせた点検票を作成し、別表記載の事項に該当しないことを確認しなければならない。
- (ウ) 会社は、定期的に、対象となる従業員に贈収賄防止対策につき教育し、記録を残さなければならない。
- (エ) 公務員等と接触する可能性のある請負業者、代理業者、コンサルタント、卸売業者などの中間業者については、新規起用時や契約更新時に本基本方針および贈収賄防止を含む関連法規等を遵守する条項を含んだ契約書の締結を依頼する。

第6条(記録の管理)

贈収賄行為が行われていないことを証明できるよう、すべての取引および資産の処分について適宜・正確に会計記録を作成し、保管しなければならない。

第7条(関係先への開示)

会社は、本規定を、ホームページへの掲載、会社紹介資料への記載等、何らかの方法で公開しなければならない。また、規定の遵守が懸念される状況の場合、関係先に本規定を説明し、その記録を残さなければならない。

第8条(処分)

本規定第3条に違反した者は、就業規則等、対象となる規定に基づき処罰される。

第9条(修正)

本規定の修正は董事会の承認による。

別表 禁止事項

項目	贈・上限	収・上限
(ア) 社会的儀礼の範囲を超える物品の贈答	1万元	禁止
(イ) 現金、一定額を超える商品券、有価証券等の授受	1万元	禁止
(ウ) 豪華な会食・ゴルフなどの接待	2千元/人	
(エ) 希少な機会の優先的提供	—	—
(オ) 高い評価又は評判の供与	—	—
(カ) 不正や不祥事の口止め	—	—

但し、公務員及び公務員に準拠する職種に対しては贈収行為は禁止とする

第10条(改定履歴)

版	制定日	内容	備考
第1版	2022/4/28	新版	
第2版	2024/2/1	別表禁止事項 (ウ)の追記	
第3版	2024/5/7	第3条1の内容、第5条(エ)項の追加	

以上